

第1回 広島市入札等適正化審議会概要

- 1 会議名
平成28年度第1回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所
平成28年7月1日（金） 午後2時00分～午後3時50分
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名
神野委員（会長）、小森委員（副会長）、今川委員、橋本委員、山田委員
- 4 事務局
財政局契約部長ほか6名
- 5 説明等のため出席した職員（審議順）
環境局施設部恵下埋立地建設事務所長
道路交通局都市交通部交通施設整備担当課長
都市整備局営繕部設備課機械設備担当課長
水道局技術部北部管理事務所長
- 6 議題（公開，非公開の別）及び審議の概要

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成28年1月分から3月分まで）（公開）
 - ア 工事の発注状況について
 - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
 - ウ 指名停止措置等の運用状況について
 - エ 苦情処理の運用状況について
 - オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)のアからオについて、取りまとめて報告を行った。
報告に対して、委員から意見はなかった。

- (2) 抽出事案の審議（公開）
 - ア 恵下埋立地（仮称）建設工事（政府調達協定適用工事）
 - イ 広島新交通1号線インフラ施設落橋防止装置設置その他工事（27-2）（条件付き一般競争入札）
 - ウ 出島東公園（仮称）ユニット便所新築その他衛生設備工事（通常型指名競争入札）
 - エ 矢口が丘3号ほか減圧弁分解補修工事（特命随意契約）

(2)のアからエまでについて、各工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行い、質疑応答を行った。

- (3) 平成28年度第2回審議会で説明を受ける工事の抽出について
次回の会議で審議する事案の抽出は、神野会長が担当することとなった。

- (4) 次回の審議会開催日程について
日程については、後日調整を行い、決定することになった。

7 傍聴人の人数
傍聴者 なし

8 発言の要旨
主な質疑応答は、次のとおりである。

抽出事案の審議

① 恵下埋立地（仮称）建設工事（政府調達協定適用工事）

- Q 1 入札公告の中の入札参加資格に記載されてある内容は、何かの規定に基づくものであるのか。
- A 1 当該案件は、共同企業体による競争入札であり、共同企業体の競争入札に関する規定である「広島市建設工事共同企業体競争入札取扱要綱」に基づき設定している。
- Q 2 入札参加者が2者となっており、参加者数が少ないように思うがどうか。
- A 2 入札参加資格に会社の施工実績を設定するため、事前にコリンズという工事实績のデータベースで施工実績を満たす業者数について調査したところ、共同企業体の代表者となる者では22者、構成員となる者では広島市に業者登録がある109者、そのうち市内本店業者は15者であったため、受注可能業者は一定数確保されていたと考えている。
- Q 3 政府調達協定適用工事は、入札に参加できる業者が日本に限らないということだが、海外の事業者にとって、公告から入札の締め切りまでが48日間というのは、短いようにも感じるが、通常の間期間なのか。
- A 3 政府調達協定において、建設工事の場合は40日以上を確保することが義務付けられており、48日間はこれを満たすものである。
- Q 4 第2期の工事も当該工事の請負業者が担当することになるのか。違う業者が請け負う場合は引き継ぎ等をするのか。
- A 4 今回と同じように一からの入札となるが、施工に際しての注意点等は市と請負業者との間で随時情報共有しているため、引き継ぐべき内容があった場合は、市の担当者から第2期工事の請負業者に伝えることとなる。

② 広島新交通1号線インフラ施設落橋防止装置設置その他工事（27-2）（条件付き一般競争入札）

- Q 1 入札参加条件内のその他の項目にある「本件工事に係る設計業務の受託者と資金的関係若しくは人的関係のある建設業者は参加できない」とあるが、この理由はどのようなものか。
- A 1 設計内容を知り得る立場にある資金的関係若しくは人的関係のある業者が工事の入札に参加することは、公正な入札が阻害されるおそれがあるため入札への参加を禁止しているものである。
- Q 2 今回の工事延長は市の管理区間のうち132メートルということだが、今後全ての橋に対策を実施するのか。
- A 2 市の管理区域のうち工事する箇所優先順位を付けて、優先順位が高いものから工事

を発注している。当該区間は大きな交差点であり、下に山陽自動車道が通っている等の理由から優先順位が高いと判断し、発注したものである。

Q 3 当該案件は低入札価格調査の結果、落札者が決定している。これまでの審議会においても、同調査により落札者とならなかった案件は見たことがないが、落札者とならなかった事例はあるのか。

A 3 低入札価格調査の適用案件では、応札業者も同調査を踏まえて積算をしているため頻度は少ないが、積算の不備により落札者とならなかった事例もある。

また、入札制度の見直しにおいて総額失格基準額の水準を引き上げてきており、予定価格より著しく低い価格での入札は無効となるため、同調査の対象業者から外れることとなる。

③ 出島東公園（仮称）ユニット便所新築その他衛生設備工事（通常型指名競争入札）

Q 1 一般競争入札から指名競争入札に切り替えた理由は何か。

A 1 当該工事は、平成 27 年度に 2 回一般競争入札に付したが 2 回とも不調となった。しかし、出島東公園の整備を進めていく必要があることから、指名競争入札に切り替え発注したものである。

Q 2 公園に設置する便所はどのように決定するのか。

A 2 現在、広島市の公園で採用している便所は、当該工事のような工場で作成したものを設置するユニット便所か、現地で鉄筋コンクリートを使用し作成するものの 2 パターンあり、どちらを採用するかは公園の整備を担当する区の地域整備課が地元の町内会等と協議をして決定している。

④ 矢口が丘 3 号ほか減圧弁分解補修工事（特命随意契約）

Q 1 減圧弁の耐用年数は何年くらいか。

A 1 法定では 18 年だが、日々点検等をしているので 18 年より長く使用することもある。

Q 2 当該工事における必要人員と作業時間はどれくらいか。

A 2 実際の作業にあたるのは 2 名だが、この他に減圧弁が道路上にあるため、誘導員 2 名と運搬に係る運転手等が必要となる。作業日数は、減圧弁が 1 か所あたり 2 基あり、1 日に 1 基ずつ作業するため、1 か所あたりは 2 日間となる。

Q 3 当該工事における労務費と材料費の割合はどの程度か。

A 3 労務費が 52%、材料費が 48% の割合である。